

# 「安倍政権の政策をどうみるか」

2014. 6. 23 弁護士 宇都宮 健児

## 1. 安倍政権の暴走

- (1) 原発の再稼働、原発の輸出
  - ・政府のエネルギー基本計画（2014. 4. 11閣議決定）  
～原発を「重要なベースロード電源」と位置づける。
  - ・関西電力大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを命じる福井地裁判決（2014. 5. 21）
- (2) 社会保障制度の改悪～憲法25条の空洞化
  - ①生活保護基準の大幅引き下げ（過去最大）と生活保護法の改悪
  - ②生活保護制度の改悪を突破口として医療・年金・介護などの社会保障制度全体を改悪しようとしている。
  - ③消費税増税～貧困と格差をさらに拡大
- (3) 雇用破壊
  - ～企業が世界一活動しやすい国づくり
  - ①労働者派遣法改悪の動き
    - 専門性の高い26業務に限定してきた無期限派遣を全業務に拡大
  - ②限定正社員制度の導入
- (4) TPPへの参加
  - ①秘密交渉で行われている
  - ②農産物などの関税撤廃だけでなく、食品の安全規制、環境保護規制、医療制度などの非関税障壁の撤廃も問題となっている。  
～主権を脅かし憲法秩序を破壊するISD条項
- (5) 国家戦略特区構想
  - 雇用、医療、教育、農業などの特区構想
  - ～新自由主義的規制緩和政策の全面展開
- (6) 教育の反動化
  - ①教育再生実行会議の設置
  - ②教員に対する管理・統制の強化
  - ③教育委員会の解体と市長・教育長の権限強化
  - ④国定教科書づくり

## 2. 改憲をめぐる情勢

(1) 昨年7月21日に行われた参議院選挙選挙の結果、明確に改憲を目指す政党の国会議員が3分の2に達しなかったため、当面憲法96条（改正条件）の改正、憲法9条をはじめとする憲法全体の明文改憲の動きは、先送りとなった。

ただし、明文改憲について安倍政権はあきらめたわけではない。

(2) このため、安倍政権は集団的自衛権の行使を容認することにより、アメリカとともに戦争ができる体制づくりを先行させようとしている。

①安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）の復活、報告書提出（2014. 5. 15）

②内閣法制局長官人事

③特定秘密保護法の制定（2013. 12. 6）

④国家安全保障会議（日本版NSC）の発足（2014. 1. 7）

⑤外交安全保障政策の指針「国家安全保障戦略」を初めて策定、国防の基本的方針となる「新たな防衛大綱」「中期防衛力整備計画」と合わせて閣議決定（2013. 12. 17）

～敵基地攻撃能力の保有、武器輸出三原則の基準緩和、「愛国心」の明記

⑥「防衛装備移転三原則」を閣議決定（2014. 4. 1）

～武器輸出を事実上解禁

⑦閣議決定または国家安全保障基本法を制定して、集団的自衛権の行使を容認しようとしている。

## 3. 自民党改憲草案の危険性

(1) 日本国憲法の理念と基本原理

立憲主義の理念、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義の三つの基本原理

三つの基本原理の中では、基本的人権の尊重原理が中心となっている。

(2) 自民党改憲草案は、立憲主義の理念を放棄し、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義の三つの基本原理を変容させようと

している。

(3) 自民党改憲草案の主な内容

- ①「国家権力を縛るルール」から「国民を支配する道具」へ
- ②憲法9条を改正 — 平和主義の放棄、国防軍の創設、軍法会議の設置
- ③天皇の元首化 — 天皇の政治利用、国民主権の後退
- ④基本的人権の制限 — 国際人権の流れに逆行
  - ・立憲主義の理念の放棄（102条1項）
  - ・天皇の元首化（1条）
  - ・日の丸・君が代の尊重義務（3条）
  - ・自衛権の発動を認める（9条2項）
  - ・国防軍の創設（9条の2、1項）と軍法会議の設置（9条の2、5項）
  - ・徴兵制の導入も可能にする？（18条）
  - ・国民の責任と義務を強調（12条など）
  - ・基本的人権を制限する概念として「公共の福祉」に代えて「公益及び公の秩序」を使用
  - ・「集会・結社・表現の自由」も「公益及び公の秩序」により制限（21条2項）
  - ・憲法97条（基本的人権の本質）を削除
  - ・家族の助け合い義務（24条1項）
  - ・緊急事態（第9章、98条、99条）
  - ・改正手続（100条）

4. 安倍政権の暴走をストップさせ、憲法改悪を許さないために

- (1) 政治的立場・イデオロギー的立場を超えてつながることの重要性 ～同質の集団の集まりは「和」にしかならないが、異質の集団の集まりは「積」になる。～
- (2) 運動を一回りも二回りも広げていく工夫の必要性
  - ・無関心層である人々に対し、どうすれば自分自身の問題だと考えてもらえるか、自分に引きつけて考えてもらえるか、問題提起の仕方と運動の工夫が必要である。
  - ・特に若い人たちに対する働きかけをどうしていくかが重要な課題となっている。
- (3) 護憲運動だけでなく、憲法を実質化させる運動が重要である

- (憲法12条)。
- (4) 憲法改悪の動きはピンチではあるが、あらためて日本国憲法の立憲主義の理念や国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義の原理を日本社会に定着させるチャンスでもある。
- ～私たち一人ひとりには微力ではあっても、決して無力ではない。一人ひとりがつながれば大きな力になり、社会を変えることができる。～